

空き家を 片づけたい



小坂町空き家片づけ事業補助金

空き家の有効利用、空き家情報への物件登録推進を図るため、空き家にある家財道具等の処分運搬、屋内の清掃にかかる経費に対して補助金を交付する事業を創設しました。ぜひご活用ください。

■補助金額

上限10万円

- ①ごみ処理手数料
 - ②ごみ収集及び運搬に係る経費
 - ③特定家庭用機器リサイクル料
 - ④清掃及び家財処分等の委託等に係る経費
 - ⑤その他町長が必要と認める経費
- (小坂町ホームページ内、空き家・空き地バンク設置要綱参照)

■補助対象者

次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特別な事情があると認める者は、この限りではない。

- ①当該空き家の所有者または購入者等で、双方が三親等以内の親族でない者
- ②補助金に係る空き家を小坂町空き家・空き地情報バンクを通じて売却または賃貸するまでの間、継続して1年以上小坂町空き家・空き地情報に登録する意思を有する者または当該空き家に補助金の交付を受けた日から1年以上定住する意思を有する者
- ③当該空き家の所有者または購入者等が、暴力団員でない者

■令和5年5月から補助金の対象を一部変更になりました

これまでは、物件の売買契約または賃貸契約が成立したことによる片づけを本補助金の交付対象としてきましたが、令和5年5月1日から「小坂町空き家・空き地情報バンク」に1年以上登録すること（1年以内に売買契約等が成立した場合はその時点まで）に同意した場合でも本補助金の対象になります。

また、購入者または借受者が本補助金を利用する場合には、1年以上継続して居住することが条件に加わります。

※申請には、「片づけ前」と「片づけ後」の写影が必要となりますので、実施前に詳細をご確認ください。



申請書のダウンロードは、下記を検索またはQRコードの読み取りをお願い致します。

(申請者は小坂町役場でもお渡しできます。)

申請の際に必要な添付書類についても 合わせてご確認ください)

小坂町 空き家片づけ

検索



小坂町 総務課 企画財政班

TEL : 0186-29-3907/E-mail : kikaku@town.kosaka.akita.jp 小坂町空き家片づけ事業補助金